

- (二) 委員の選任並に罷免
  - 組合員の推薦を受けること
  - 委員は地主、小作人、地主、各同数を選出し委員は同数
- (ハ) 委員並に委員長の選任代案
  - 人選三合指六合とす
- 委員の選任は地主、小作人の同数とす委員は地主三合、小作人三合指六合とす
- (ロ) 委員の資格並に任期
  - 組合員、地主、小作人、各同数を選出し委員は同数
  - 一合は委員六合、地主、小作人、各同数を選出し委員は同数
  - 小作人、地主、各同数を選出し委員は同数
  - 本組合員、地主、小作人、各同数を選出し委員は同数
  - 金庫、小作人、地主、各同数を選出し委員は同数
- (ト) 委員の任期並に其の報酬
  - 委員の任期は二年とし無報酬なり

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

- (2) 決議方法
    - 委員会の議決は委員の過半数の出席を要し出席者の過半数の同意を要するものとし賛否同数なる時は委員長之を裁決するものとす
  - (3) 決議事項
    - 小作地の検見及不作時に於ける小作料減免率の決定
  - (4) 決議の効力
    - 委員会の決議は組合員を拘束し直ちに執行力を有す若し決議に對し不服を唱ふる時は所有地又は小作地一反に付金十圓を徴することになり居れり
- 八、小作委員會の事業
- (1) 小作地の検見及小作料一時的減額